

ホテルカンラ利用規約

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この利用規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 7 条により宿泊又はホテル内施設のご利用をお断り申し上げます、かつ当ホテルが被った損害も負担をいただく事もございますので、特にご注意くださいようお願い申し上げます。また、この利用規則をお守り頂けなかった事により生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

1. 館内ご利用について

- [1] 万一に備え、客室入口ドア掲示の客室よりの避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
- [2] ご在室中や特にご就寝の際には、必ず内伴とドアガードをおかけください。また、客室を出られる際には客室の伴を必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
- [3] ドアをロックされたときは、ドアガードをかけたままドアをご開扉ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉をなさらず、フロント(コンシェルジュデスク)にご連絡ください。
- [4] 当ホテルは全館禁煙でございます。所定の喫煙場所(1F 喫煙ルーム)以外での喫煙はご遠慮願います。
- [5] 客室内では暖房用、炊事用などの熱を発生する器具等火災の原因となりやすいものをご使用なさらないでください。
- [6] その他火災の原因となる行為をなさらないでください。
- [7] 客室を営業行為あるいは集会行為(展示会、パーティーその他)等ご宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- [8] 館内外の什器・備品を移動、または客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさらないでください。
- [9] ホテルの外観を損なうようなものを窓側におかないでください。
- [10] 客室内でのご訪問客とのご面会をご遠慮願います。また、宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- [11] ホテル外からの飲食物のご注文はなさらないでください。
- [12] 未成年者のみの宿泊は保護者の許可のない限りお断り申し上げます。
- [13] ホテル内のレストランをご署名によって利用なさる場合は客室の伴をご提示ください。

2. お支払い等について

- [1] ご宿泊代金をご到着時に申し受ける事となりますので、あらかじめご了承ください。
- [2] ご宿泊代以外のお会計はご出発の際にフロント(コンシェルジュデスク)にてお願いいたします。なお、ご滞在中でも当ホテルより会計をお願いする場合がありますので、その場合にはその都度お支払いください。
- [3] お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えは手数料等の事前承認を必要とする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- [4] 客室内のお電話をご利用の際は、施設使用料が加算されますのでご了承ください。
- [5] 宿泊料金には、法定の税金の他、サービス料として 10%を加算させていただいておりますので、お心付け等のご辞退申し上げます。

3. 貴重品、お預かり品について

- [1] ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、客室備え付けの金庫がご利用頂けます。また、フロント(コンシェルジュデスク)に預ける場合には、所定の用紙に記載しチェックアウトの際にその控えと引き換えに預け品をお受取り願います。万一、引換証を紛失された場合には、速やかにフロント(コンシェルジュデスク)までご連絡願います。
- [2] ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱させていただきます。
- [3] フロント(コンシェルジュデスク)でのお預かり物は、お預かりの日の 12:00 より 30 日を経過する日の 12:00 までにお受け取りの連絡がないものはお引取りの意思がないものとして処理させていただきます。

4. ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

- [1] 盲導犬、介護犬を除く動物、鳥等のペット(客室内)
 - [2] 火薬、揮発油、その他発火、又は引火性の物
 - [3] 悪臭を発する物
 - [4] 著しく大きな音を出す行為
 - [5] 法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
 - [6] 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動
 - [7] 浴衣、スリッパ等で客室外に出る事
 - [8] 広告宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等
 - [9] ホテルの許可なくホテル内で写真撮影をする事及びホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事
 - [10] 緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、非常階段、屋上、機械室などお客様用以外の施設に立ち入る事
5. 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染又は紛失させた場合には実費相当額を弁償させていただきます。